

民事裁判とは

第1 民事裁判の仕組み

- 1 民事裁判は、国民（原告）が、自主的に、自己が求める判決の内容すなわち裁判官がこのように判決すべきであると考える内容を訴状に掲げ、かつ、裁判官がそのような判決をすべき根拠であると主張するところの、法律要件に合致する具体的事実を主張し、もし、被告が争えばそれを立証（証明）し、裁判官をしてそれに従わせる仕組みである。すなわち、民事裁判においては当事者が主導権を握るのであり、裁判官はあくまで受け身の判断者の立場である。
- 2 「このような主文の判決をなすべきである。」という原告の裁判官に対する判決の要求は、訴状において、「請求の趣旨」の項に書かれる（書かなければならない*1）。例えば、原告が被告に100万円を貸したが返してもらえないので、貸金返還請求の裁判を起こす際には、原告は、訴状の「請求の趣旨」の項に、次のように書かなければならない。

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。
-
- 3 つまり、原告は、裁判官がどういう判決をすべきかという内容を訴状の請求の趣旨として明確に書かなければならない*2。民事裁判は、当事者が裁判官に甘え、よろしく裁判をしてくださいということでは決してない。あくまで裁判官は受け身の立場なのであり、当事者が主導権を握る。
 - 4 また、原告は、裁判官がそのように判決すべきであるという法律上の根拠とその法律上の根拠に該当する具体的事実を、訴状の「請求の原因」に書かなければならない。上記の例で、裁判官が上記の判決をしななければならない根拠は何かというと、それは、①原告と被告との間に100万円の金銭消費貸借契約が成立したことで、②弁済期が

*1 民訴法133条2項2号参照。

*2 請求の趣旨は、判決の主文に対応する内容である。なお、請求の趣旨や主文において、請求権の法的な性格は一切書かないのが実務である。

到来したことである。その事実があるからこそ、原告は、法律上、被告に100万円の返還を求めることができるのであり、裁判官もその事実がある以上は、請求の趣旨どおりの判決をすべきなのである。

請 求 の 原 因

- 1 原告は、平成〇年〇月〇日、金100万円を、弁済期は平成〇年〇月〇日と定めて被告に貸し付けた*1。
 - 2 弁済期の平成〇年〇月〇日が経過した。
 - 3 よって、原告は、被告に対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の行使として、金100万円及び弁済期の翌日である平成〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。*2
-
- 5 なお、民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分は、債務不履行に基づく損害賠償を求める部分である。これは主たる請求に対する附帯請求*3である。ここにおいて、原告は、貸金の返還そのもの*4に加え、金銭債務の履行遅滞に基づく損害賠償を求めている。一般に、債務不履行による損害賠償としては、相当因果関係にある損害すべてを請求できるのであるが、金銭債務の不履行に基づく損害賠償については民法に特則がある。

第2 訴訟物、主張、立証、抗弁

- 1 上記の例で、主たる請求として争いの対象となっている法律関係は何かというと、それは、原告の被告に対する貸金返還請求権である。これを「訴訟物」という。いかなる訴訟物を裁判所に持ち出すかは、訴訟を提起した原告が決める（処分権主義）。
- 2 さて、原告は、訴状の請求の趣旨と請求の原因とでもって、裁判官はいかなる判決をなすべきかを特定するのであるが、あくまでこれらは原告の「主張」=言い分なの

*1 消費貸借契約が要物契約であることを明確に示すために、かつては「貸し渡した。」と表現することが多かったが、最近では「貸し付けた。」と表現する例が多い。

*2 この3項は、「よって書き」と言い、当事者の主張のまとめとしての法律的主張である。訴訟物の特定のために主張される。

*3 附帯請求は、事物管轄や手数料算定の基礎となるところの「訴訟の目的の価額」には算入されない(民訴法9条2項)。

*4 貸金の返還そのものは現実的履行の強制を求める部分であり、債務不履行による損害賠償を求めるのではない。

であって、原告の主張が真実であるかどうかはこの段階ではわからないことに注意すべきである。その後は、被告の対応の仕方によって裁判の進路が異なってくる。

- 3 被告が、請求の趣旨に対する答弁において、請求の趣旨どおりの判決をしてもらってもよい旨の答弁をすると、これは「請求の認諾」であり*1、訴訟はその瞬間に終了する。書記官は、請求の認諾があった旨を口頭弁論調書に記載する。被告は通常はそういう答弁はしないのであり、通常は、次のような答弁になる。

請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

-
- 4 請求の趣旨に対する答弁の次に、被告は、請求の原因に対する答弁をしなければならない。そこで、もし被告が、請求の原因に対する答弁として、「請求原因1及び2の事実は認める。」と答弁するとどうなるのだろうか。原告の主張を被告が認めるのだから、すなわち、被告は自白するのだから、請求原因1及び2の事実は当事者間に争いがないことになる。この場合には重要なことが生じる。すなわち、民事裁判においては、裁判官は、当事者間に争いがない事実は、そのとおりそれが存在する事実として扱わなければならないからである（弁論主義という。）*2。もし、請求原因1及び2の事実に争いがなく、被告がそれ以上何の主張もしなければ、すでにその段階で訴訟は判決に熟したのであり、裁判官は、弁論を終結し、原告勝訴の判決を言い渡すべきである。すなわち、判決は次のようになる。

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

*1 民訴法267条 請求の・・・認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

*2 一旦、請求原因事実を認めながら、その後にそれを撤回することは許されるのだろうか。これは「自白の撤回」の問題である。真実に反し錯誤であったことを立証しなければ撤回は認められず、当事者間に争いがないものとして処理される。

3 この判決は仮に執行することができる。*1

事 実

1 原告は、別紙のとおり請求原因事実を述べた。

2 被告は、請求原因事実を認めると述べた。

理 由

1 請求原因事実は当事者間に争いがない。

2 よって、原告の請求は理由がある。

5 この訴訟において、証拠は何一つ登場しない。証拠抜きの裁判になる*2。ここで諸君に考えてもらいたいのは民事裁判における証拠の役割である。当事者間に争いがない事実は証拠によりその事実が存在することが認定される必要がない。むしろ証拠により当事者間に争いがない事実と異なる事実を認定することは裁判官には許されてはいない。証拠は、争いのある主張について、その主張が正しいことを裁判官に納得させる手段である。

6 これに対し、被告は、請求原因事実を争うこともできる。一般的に言って、被告の答弁としては、「認める。」、「否認する。」、「不知」があり得る。*3

7 請求原因の認否の次に、被告は、請求原因1及び2の事実を認めた上で、あるいは認めないにしても、「仮にその事実があったとしても」と仮定した上で*4、なおかつ、請求の趣旨どおりの判決がなされてはならない別個の事実を主張できる。それは「抗弁」である。例えば、被告は、原告が主張するとおりの金を借りたが（あるいは、借りてはいないが仮に借りたと判断されるときも）、「平成〇年〇月〇日弁済した。」とか（弁済の抗弁）、「時効期間が経過した。時効を援用する。」（消滅時効の抗弁）というのは抗弁である。抗弁に対しては、原告は、さらに「抗弁に対する認否」をしなければならぬ。再抗弁、再々抗弁もあり得る。なお、「抗弁」の意義は非常に重要なので、繰り返し講義する。

第3 立証(証明)責任

*1 仮執行宣言については民訴法259条参照。

*2 原告や被告が証人尋問や当事者本人尋問の申し出をしても必要性がないとして却下される。

*3 請求原因1及び2は事実の主張であるから、争うのであれば「否認する」ことになるが、請求原因3は法律的主張であるから、「争う」と答弁するのが普通である。

*4 これは、「仮定抗弁」である。

- 1 請求原因事実を被告が認めれば（自白）、原告は、請求原因事実を証拠により裏付ける必要はない*1。しかし、被告が争えば、原告はその事実を立証しなければならない。それでは、原告が、被告に金を貸した事実を立証するためには、どのような手段があるのだろうか。金銭消費貸借契約書という書証があればそれは強力である*2。それがない場合には、どのような手段で立証できるのだろうか。
- 2 「立証」とは要するに裁判官をしてその事実が存在すると思わせることである。しかし、裁判官が、原告提出の証拠をもってしてもその事実が存在するとの確信に至らなかった場合、すなわち裁判官にとって真偽不明の場合はどうなるのか、その場合は請求原因事実の立証が功を奏さなかったのであり、このような場合、裁判官は、判決において、「請求原因 1 の事実は甲〇*3をもってしても未だ認めるに足りない。」と判断する。結局その事実は存在しなかったと同じ結論になる。
- 3 抗弁については被告がその存在を裁判官に認めさせるために立証活動をする。その立証活動が成功しないと、抗弁事実は結局存在しないという結論となる。
- 4 なお、請求原因については原告が、抗弁については被告がそれぞれ立証をするが、その相手方も反対の立証活動をする。原告が請求原因を立証するために各種の証拠を提出するのに対し、被告は反対活動をする。これは「反証」である。反証は、本証による立証の効果を減殺するためになされる立証活動である。原告が金銭消費貸借契約の成立を立証するために金銭消費貸借契約書を提出するのに対し、被告が普通預金通帳を提出し、原告から入金があったとの立証をするのは反証活動である*4。これに対し、被告が弁済したことを立証するために受取証書を提出するのは、抗弁事実を立証するための本証である。

第4 要件事実

- 1 法律は、一定の事実があれば一定の効果が発生するという構造である。一定の効果とは多くの場合人の人に対する権利（債権）である。民事裁判は、人と人との争いを

*1 民訴法179条 裁判所において当事者が自白した事実・・・は、証明することを要しない。
*2 もっとも金銭消費貸借契約書が存在しても偽造文書であれば証拠としての価値がない。偽造でないということを形式的証拠力があるという。さらに、諸君は、書証に関する「二段の推定」の意義を勉強すべきである(民訴法228条4項参照)。
*3 原告提出の書証は甲1、甲2というように番号が付けられ、被告提出の書証は乙1、乙2というように番号が付けられる。書証提出者が自発的にこのような番号を付ける。
*4 消費貸借契約は要物契約であり、意思表示の合致のみでは成立しない。経済的利益の交付が必要である。

解決する場であるから、債権が圧倒的に重要であり、民事裁判（給付訴訟が圧倒的に多い。）におけるほとんどの訴訟物は債権である。物権については物権そのものが問題になるのではなく、物権が他人により侵害された場合の物権的請求権が訴訟物として民事裁判に登場する。

- 2 ところで、ある権利が発生したり消滅したりするには、法律要件に合致した事実が存在することが必要であるが、ある権利の発生・消滅（又は障碍）のために必要な事実を「要件事実」という。先の貸金100万円の返還を求める裁判の例では、貸金返還請求権の発生の要件事実は、①金銭消費貸借契約の成立と②弁済期の到来である。これに対し、原告が被告に金を貸した動機や事情は要件事実ではない。これらは貸金返還請求権の発生と関係がない事実であり、「事情」として、請求原因とは区別して書かれる*1。
- 3 それでは、「被告が貸金を返済しない。」ことはどのように位置づけられるのだろうか。被告が返済しないから貸金返還請求権が発生するのだろうか。もしそうだとすれば、被告が貸金を返済しないことは請求原因となるべき要件事実である。しかし、そのようには考えられない。すなわち、貸金返還請求権はあくまで金銭消費貸借契約が成立し弁済期が到来したことにより発生するのであって、金を返さないことにより発生するのではない*2。結局、「被告が貸金を返済しない。」ことは原告が訴訟を提起した動機に過ぎないのであり、貸金返還請求権の発生や消滅とは関係がない事情である。同様にして、売買契約に基づく売買代金を請求する事案において、請求原因は「売買契約が成立した。」との事実である。被告が売買代金を支払わないことは請求原因ではない。それは原告が売買代金請求訴訟を提起した動機、事情に過ぎない。
- 4 「貸金を返済した。」「売買代金を支払った。」ことが抗弁になる。「弁済」は債権の消滅原因であるからである。一般的に、ある事実の存在と不存在のうち、ある事実の存在が、請求原因、抗弁、再抗弁のいずれかに位置づけられる。ある事実の不存在は要件事実にはならない。例えば、被告が、「金を借りていない。」と言う場合に、被告は金銭消費貸借契約の不存在を言っているのであり、何の要件事実を主張しているでもない。これは金銭消費貸借契約の成立を言う請求原因を否認しているに過ぎない。

*1 しばしば訴状の請求原因に「被告が貸金を返済しない。」と書かれることがあるが、これは要件事実でないから、裁判官は、事実整理において、この事実を請求原因に位置づけたりしない。

*2 法律の学生はこのことを十二分に、腹の底から理解しなければならない。

いのである*1。また、原告が、Aに代理権を授与したと主張するのに対し、被告が、「それは無権代理である。」というのも抗弁ではない。有権代理であるという原告の主張を被告が否認しているに過ぎないのである。日本語の言い回しに惑わされないように注意すべきである*2。

第5 事実整理

1 民事裁判における当事者の主張は、原告が掲げた訴訟物ごとに、次のように整理できる*3。

訴訟物（原告が求める権利内容）

(1) 原告

請求原因（訴訟物成立のための要件事実）

(2) 被告

請求原因の認否

抗弁（訴訟物たる権利の消滅等の主張）

(3) 原告

抗弁の認否

再抗弁

(4) 被告

再抗弁の認否

再々抗弁

．．．．．

2 弁論準備手続の終結段階において、当事者の主張が上記のように論理的に分析されることにより、どの争点について証拠調べが必要なのが明らかになる*4。

第6 裁判の進行

*1 相手方が立証責任を負担する事実を否認すると共に、否認を強調する事実を付け加えるのを積極否認(理由付け否認)という。例えば、原告が100万円を被告に貸し付けたと主張するのに対して、「否認する。被告は当時海外出張中であった。」などというのがそれである。

*2 「金を借りていない。」と言うのではなく「金を貸したとの事実を否認する。」「弁済を受けていない。」と言うのではなく「弁済の事実を否認する。」という言い方を用いるべきである。

*3 訴訟物ごとに請求原因が存在するから、訴訟物ごとの事実整理が必要である。

*4 上記の事実整理は、旧様式判決の事実整理の書き方である。最近では、新様式判決が流行しているが、立証責任の分配の誤り、争点の把握の誤りが起こりやすいことが批判されている。

- 1 ここで、裁判の進行の概略を説明しておく。民事裁判はおおむね次のように進行する。
 - (1) 第1回口頭弁論期日(法廷) ---- 訴状, 答弁書陳述
 - (2) 第1回弁論準備手続期日(弁論準備手続室) ---- 準備書面や書証などの提出
 - (3) 第2回弁論準備手続期日(弁論準備手続室) ---- 準備書面や書証などの提出
 - (4) 第2回口頭弁論期日(法廷) ---- 証人, 当事者本人調べ
 - (5) 第3回口頭弁論期日(法廷) ---- 判決言い渡し
- 2 第1回口頭弁論期日に被告が欠席すれば、次の扱いがなされる。
 - (1) 被告が答弁書を提出しておれば答弁書を陳述したものとみなされ、裁判は続行される*1。
 - (2) 被告が答弁書を提出していなければ、原告の主張を自白したものとみなされ*2, 弁論を終結し、原告勝訴の判決がなされる。
- 3 弁論準備手続期日*3は、争点の整理のために何回も期日が重ねられる。最後の弁論準備手続期日で争点整理がなされ、弁論準備手続期日を終了する。次の口頭弁論期日で弁論準備手続の結果が陳述される。
- 4 口頭弁論期日は法廷で開かれ、弁論準備手続期日は弁論準備手続室(小会議室)で開かれる。
- 5 これらの手続の過程で、「和解の試み」がなされる。和解が成立すればその日に裁判は終了する。
- 6 上記の例において、第2回口頭弁論期日の持つ意味は重要である。なぜなら、この日に弁論が終結されたからである。口頭弁論が終結されれば後は判決の言い渡しを末ばかりであって、もはや当事者が主張や立証をする機会はない。このようなことから、民訴法では、口頭弁論終結日の前後で効果の及ぶ範囲や当事者が行動できることとできないことの区別をしている例が多い。例えば、判決の効力は、口頭弁論終結後の承継人にも及ぶことが民訴法115条1項3号に規定されている*4

*1 民訴法158条による答弁書の陳述擬制。

*2 民訴法159条3項による自白の擬制。いわゆる欠席判決。訴状が公示送達による場合は自白の擬制は認められない。

*3 弁論準備手続については民訴法168条以下参照。

*4 控訴の提起があった場合は控訴審の口頭弁論終結日が基準となる。